

TAX INFORMATION 税のたより

津島税務署から確定申告 会場開設のお知らせ

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設期間

2月13日(金)
～3月16日(月)

この期間、津島税務署には相談会場を設けていませんのでご注意ください。

※土日は開設していませんが、2月22日(日)・3月1日(日)に限り開設します。

開設時間

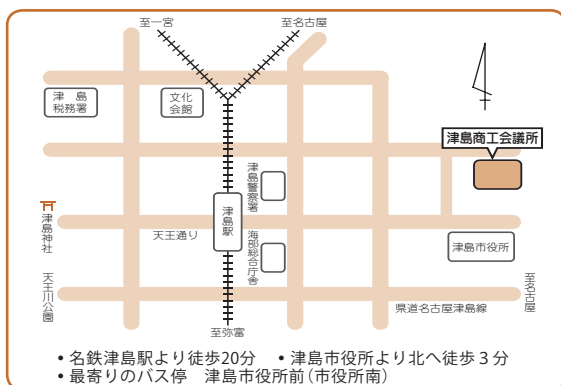
午前9時～午後5時

場所

津島商工会議所
津島市立込町4丁目144番地

問い合わせ先

津島税務署
☎0567(26)2161



「住宅借入金等特別控除」 説明会

平成20年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築された方を対象に所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けるための説明会を次のとおり開催します。必要書類を持参のうえ、ご参加ください。

日時

1月26日(月)
午前9時30分～11時30分
午後1時30分～3時30分

場所

スポーツセンター2階
選手ミーティング室

必要書類

源泉徴収票・住民票の写し・登記事項証明書・年末残高証明書・売買契約書、工事請負契約書等・還付金の振込口座が分かるもの・印鑑

※売買契約書、工事請負契約書等のみ原本とコピーを1部用意してください。また、右記以外の書類が必要な場合もありますので、必ず事前にご確認ください。

問い合わせ先

津島税務署
☎0567(26)2161

土地・家屋の閲覧台帳 の変更について

本町では、これまで不動産登記法第119条の取り扱いに準じ、土地台帳などを閲覧に供していましたが、土地などの所有者の方々の個人情報保護等のため平成21年4月1日から登記事項のうち所在地・地目・地積等を記載した

台帳の閲覧に変更します。

今後、土地・家屋の所有者などの確認は名古屋法務局津島支局の閲覧制度をご利用ください。

問い合わせ先

役場 税務課
内線178・179

※登記事項の確認について
名古屋法務局 津島支局
☎0567(26)2423

償却資産(固定資産税) の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を2月2日(月)までに申告してください。

なお、平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械および装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

これに伴い、平成21年度分の償却資産(固定資産税)の申

告から耐用年数改正に該当する資産をお持ちの方は、改正後の耐用年数を用いることになりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

役場 税務課
内線178・179

休日納税(相談) 窓口を開設

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時

1月24日(土)・25日(日)
午前8時30分～正午
午後1時～5時

場所

役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通口からお入りください。

問い合わせ先

役場 収納課
内線122・123

